

会議録

会議の名称	平成29年度 第1回 枚方市人事行政制度調査審議会
開催日時	平成29年5月2日（火） 18時30分から20時15分まで
開催場所	別館4階 特別会議室
出席者	新川会長 種村副会長 表田委員 山中委員
欠席者	機谷委員
案件名	1 会長及び副会長の選任について 2 審議会の運営方法について 3 枚方市の人事・給与制度の概要について
提出された資料等の名称	1 人事行政制度調査審議会委員名簿 2 審議会関係例規 3 枚方市人事行政制度調査審議会の傍聴に関する取り扱い要領（案） 4 枚方市の人事・給与制度の概要
決定事項	中核市への人事・給与制度の照会の結果を踏まえて、さらに検討する。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	0人
所管部署 （事務局）	総務部 人材育成室 人事課

審 議 内 容

1 開 会

事 務 局：本日は、公私ご多用のところ、御出席をいただき、ありがとうございます。第1回枚方市人事行政制度調査審議会を開催いたします。会長が決まりますまでの間、総務部参事の堀川が進行役を務めさせていただきます。それでは、まず審議会の開催に当たりまして、副市長の長沢から御挨拶を申し上げます。

(副市長挨拶)

事 務 局：副市長、どうもありがとうございました。委員の皆様にはたいへん申し訳ございませんが、副市長はここで退席させていただきます。

それでは、次に委員の紹介をさせていただきます。資料1の人事行政制度調査審議会委員名簿を御覧いただきたいと存じます。お一人ずつ、お名前を御紹介いたしますので、委員の皆様には、一言御挨拶をいただければと存じます。

(事務局委員紹介・委員挨拶)

事 務 局：次に若干のお時間を頂戴しまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

(事務局職員紹介)

事 務 局：では審議に入ります前に、まず、定足数の確認について事務局から御報告いたします。本日は委員5名中、4名の委員に御出席をいただいておりますので、会議が成立していることを報告させていただきます。

2 会長及び副会長の選任について

事 務 局：続きまして、本審議会の会長の選出をお願いしたいと存じます。資料2の1ページでございます、枚方市附属機関条例第4条第2項の規定に基づきまして、会長は委員の互選により選出していただくことになっておりますが、御意見などがございましたらよろしくお願いたします。

種村委員：新川先生がよろしいかと存じますので、推薦させていただきます。

事 務 局：種村委員から御発言がございましたが、他の委員の皆様は、いかがでしょうか。

(委員異議なし)

事 務 局：ありがとうございます。委員の皆様から、新川委員を会長にとのお声がございましたので、新川委員、お引き受けいただけますでしょうか。

新川委員：皆さんから御了承をいただきましたので、謹んでお引き受けいたします。よろしくお願いたします。

事 務 局：ありがとうございます。それでは、会長につきましては、新川委員をお願いしたいと存じます。それでは今後の進行につきましては、新川会長に引き継がさせていただきます。

新川会長：大変重要な審議をしなければならないということで、皆さんの御協力をいただきながら、しっかりと議論をして、よりよい審議の結果を出していければと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、副会長の選出に移らせていただきます。枚方市附属機関条例第4条第2項におきまして、副会長については、委員の互選によって定めるか、あるいは、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができるとされております。

私としましては、副会長は、労働事案にお詳しい弁護士の種村委員にお願いしたいと思いますが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

(委員異議なし)

新川会長：ありがとうございます。委員の皆さんから御了承をいただきましたので、種村委員、お引き受けいただけますでしょうか。

種村委員：お引き受けいたします。

新川会長：ありがとうございます。それでは、副会長につきましては、種村委員にお願いしたいと思います。

3 審議会の運営方法について

新川会長：引き続きまして、審議会の運営方法について御検討いただきたいと思います。枚方市では、従来から、会議の公開を進められていると伺っております。まず、この審議会を公開して傍聴に入っていただくか、非公開とするかに関しまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：本審議会の運営方法につきまして、資料2の1ページの枚方市附属機関条例及び3ページの枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程をご覧くださいと存じます。

審議会の会議の公開につきましては、1ページと同条例第6条及び3ページと同規程第3条におきまして、原則として公開することとされております。その上で、同じ資料2の6ページにあります枚方市情報公開条例第6条で規定される非公開事項について審議する場合、又は公開することで、当該会議の公正かつ円滑な審議が著しく阻害され会議の目的が達成されないと認められる場合等に限って非公開とすることができることとされております。

会議の公開、非公開の決定につきましては、資料2の3ページの枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第4条によりまして、審議会において行っていただくこととなっております。

新川会長：ありがとうございました。本審議会は、本市の骨格に関わる制度に関する重要な審議をしていく場であり、非公開とする理由もないと思いますので、原則公開とし、個人情報等を取り扱う場合につきましては、例外的に非公開とすることができますので、これはその都度御決定いただくことになろうかと思っております。このように進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

山中委員：もちろん賛成です。公開ということで、広報はされておられるんですよね。マスコミにプレスリリースなどもされているのでしょうか。

事務局：会議の開催につきましては、枚方市のホームページに1週間前に掲載しております。庁舎の掲示板にも掲示して周知しております。

山中委員：市民便りはどうですか。

事務局：全戸配布の広報ひらかたにつきましては、締め切りの都合がございまして、掲載しておりません。

山中委員：記者クラブもありますよね。色々な形でお願いできればと思います。

新川会長：会議の原則公開について御決定いただきましたが、傍聴の手続きにつきましては、資料3としてお配りいただいております枚方市人事行政制度調査審議会の傍聴に

関する取り扱い要領（案）に従った取扱いとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（委員異議なし）

新川会長：ありがとうございます。次に、本審議会の会議録の取扱いにつきまして、事務局のお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

事務局：審議会の会議録につきましては、資料2の4ページの枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第7条におきまして、これを作成することが義務付けられており、その記載内容につきましても、同条第2項において定まっております。また、同条第3項第1号におきまして、会議録の内容は発言内容を逐語的に記載することとなっております、発言者の氏名も明記させていただくこととなります。

新川会長：そのような取扱いでよろしいでしょうか。

（委員異議なし）

新川会長：ありがとうございます。それでは、傍聴を希望される方がいらっしゃいましたら、入室していただきたいと思います。

事務局：本日は希望者なしとなっております。

4 枚方市の人事・給与制度の概要について

新川会長：それでは、第1回目ということで、枚方市の人事・給与制度の概要につきまして、事務局から御説明いただきたいと思います。

（事務局説明）

新川会長：ただ今の説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお出しいただきたいと思えます。

表田委員：一般行政職の職員について、基本となる給与と時間外等の各種手当、全部込みで、平均的に、月額どれくらいになりますでしょうか。

事務局：給料月額その他に各種手当を加味した平均給与月額につきましては、平成27年4月1日現在で、一般行政職が469,875円、技能労務職が415,160円、教育職が382,962円となっております。

山中委員：そもそも、この審議会での発言がどれだけ実質的な改革につながるか、教えていただけますか。委員の発言はその場限りということになれば、委員が貴重な時間を割いて参画する意義がどれだけあるのかと。

事務局：市内部で課題と認識している事項について、外部からの視点で御意見をいただき、これを真摯に受け止めて、課題解決に取り組みたいと考えております。

山中委員：説明をお聞きして、改革すべきことは山ほどあると考えております。発言内容については、市長に伝わりますか。できないという内容があれば、市長がそう考える理由も教えていただけますか。

事務局：その形で検討します。

山中委員：たくさんありますが、重要なところから申し上げますと、資料の5ページで、人事評価が標準未満のBの職員が非管理職約2%、管理職0%となっております。ほとんどの職員が昇給しているということになります。このような組織は、公務員組織以外に知りません。これは根底から変えていかなければならないと考えます。このようなところが職員のモラルハザードを生んでいる要因ではないでしょう

か。この点についてどのように考えられますか。

事務局：現段階では、非管理職の評価は過度に差をつけない運用にしておりますが、標準未満の評価を受けた職員にもっと頑張っていただくところは、課題であると認識しています。

山中委員：次のステップとしては、どうされますか。

事務局：昇給をなしにしているかどうかなど、他の自治体の状況も調査し、それも含めて判断させていただければと思います。

山中委員：公務員組織の中で調査をしても、解決策は出てこないと思います。大阪市は昇給延伸の制度を作っていますが、色々な方法で昇給延伸をする職員を減らしているという問題があります。標準未満の評価の職員がほとんどおらず、また、そのような職員が昇給しているという状況について、市長はどうおっしゃっていますか。

事務局：そこまで踏み込んで話ができてはおりませんが、このような状況にあるということは御存知です。昨年度人事・評価に関する評価員をさせていただいた機谷委員からも、人事評価の標準未満のあり方については、課題であるとの御意見をいただいております。

山中委員：機谷委員はこの問題にお詳しいと思いますが、何かおっしゃっていませんでしたか。

事務局：どの自治体でも、全体の5パーセント程度は下位評価に値する職員がいるのではないかと御発言をいただいております。

山中委員：このことを市長に報告していただいて、市長のコメントをいただけますでしょうか。委員の貴重な時間をいただいておりますので、市民の目線でどのように変えていくかは大事だと思います。それから、重要なところでいきますと、資料の7ページの、係長以上が50パーセント以上というのは、他の自治体との比較からしても相当多いと思います。そもそも、係長以上が過半数を占めるということ自体、組織として異常なことだと思います。以前大阪市でも、係長以上が3割強という状況をマスコミに叩かれたことがあります。この状況について、どのようにお考えでしょうか。

事務局：組織のスリム化に向けて、役職と、係長の職員数を減らしていくという方向性は持っておりますが、一気に激減させることはできないため、係長への昇任についても、必要最小限の人数とする運用を行っております。

山中委員：係長は人事評価者になっていますか。

事務局：係長以下の評価者は課長であり、係長は評価者にはなっておりません。

山中委員：係長の確実な部下は定義できないということですか。係があつて、部下がいるということになりますが、573人のうち、部下がいる係長はどれくらいですか。

事務局：本市では、グループ制としてグループを設けておりまして、課長がいまして、グループが2つ程度あり、それぞれを統括する課長代理がいまして、その下に2人程度の係長がいまして、主任、係員が数名という組織の形になっております。

山中委員：組織として確実な部下は定義されていないということですか。

事務局：係制はとっておりませんので、組織上において何係という運用はしておりません。

山中委員：人事院勧告の4級係長と同じ給料をもらっている係長の割合が、全国的にみても

相当多いと思います。市民的な感覚からして、係長以上が半数以上というのは、ちょっと信じられない。部下がない係長が相当数いるという計算になります。改善すべきと思われますので、是非とも市長の御意見をいただきたいです。また、資料の9ページの特殊勤務手当ですが、改善されたということで、極端におかしいものは少なくなっているのかもしれませんが、大阪市で、2005年に、特殊勤務手当を削減する大きなプロジェクトがあり、相当数を廃止しておりますので、それとの比較で、残っているものがないか確認していただけますか。道路上における死獣の処理で300円、社会福祉法に基づく業務で300円など、その人の職務そのもので追加になっているものがあります。大阪市のプロジェクトにおいても、民間企業でこのような手当が出るかを調査しましたが、12年前の段階でも、極めて例外的な場合に限定されておりました。

表田委員：資料において、国との比較が見受けられますが、枚方市の財政そのものの状況についてお伺いしたいのですが。

事務局：平成29年度の当初予算額は、前年度比58億円、4.2%減の1336億円の規模となっております。歳入は市税収入が550億で、前年度比6億4千万の増額となり、歳出は総務費が前年度比40%減の105億となっております。平成28年度の決算状況は、実質収支が16億円の黒字、単年度収支が3億円の赤字の見込みです。平成27年度の決算状況は、実質収支が19億円の黒字、単年度収支が±0となっております。

種村副会長：口頭での説明だけでなく、内容が分かるものを資料として用意してください。夜間特殊業務手当と時間外勤務手当は二重に支払われるのでしょうか。

事務局：夜間特殊業務手当は正規の勤務時間で深夜に勤務した場合の手当です。市民病院では三交代勤務がありますが、市長部局では、以前は清掃工場でその時間帯での勤務がありましたが、現在はありませんので、資料の9ページにありますとおり、平成27年度において支給の実績はありません。

新川会長：正規の勤務時間に手当を出すのかという疑問はあるかもしれませんが。

山中委員：資料の1ページと2ページの職員数は、非正規と再任用の職員の職員数と人件費も含まれていますか。

事務局：1ページは正規職員のみ的人数で、2ページの人件費には含まれております。

山中委員：再任用職員が含まれていることが、人件費の上昇要因になっていませんか。

事務局：資料の6ページにありますとおり、再任用制度は、定年退職した職員の有効活用と人件費抑制の観点を踏まえて運用しております。正職員であれば、初任給が19万円程度ですが、再任用職員であれば、給料月額が17万5千円程度であり、一時金につきましても正職員に比べて低いため、人件費が抑制されることとなります。

山中委員：個別の額は分かりませんが、トータルとしてはどうですか。

事務局：再任用職員は毎年の昇給もないため、再任用制度の有効活用によって、トータルとしても抑制されていると考えております。

山中委員：再任用職員も含めて、職員数も人件費も増えていないということで間違いありませんか。

事務局：資料の2ページでお示ししている人件費は、再任用の分も含めたものです。1ページの職員数は、正職員のみのものであります。

山中委員：再任用も含めると何人ですか。

事務局：資料1ページの正職員2628人に加えて、再任用職員が195人おります。

山中委員：新規の職員の採用を控えるなど、再任用職員の人件費を吸収する仕組みを組み込まれているのですか。個別の等級での削減は人事院勧告を厳密に実施する以上は難しいというのは分かるのですが。

事務局：正職員の給与減額等の独自の措置はとっておりません。採用から65歳までをトータル的に捉えております。

山中委員：企業であれば、総額人件費を増やさない方法で調整を行います。行政の再雇用の場合はそうっていないのではないかと思います。経営的観点からすると、それはよろしくないように思うのですが、どうでしょうか。

事務局：職員数を平成8年から千人くらい減らしているのは、今後再任用が増えていくことも見込んで、定数の基本方針を策定したことによるものです。総人件費としては、正規職員を再任用職員に置き換えることによって、トータル的に抑制していると捉えております。

山中委員：別の論点となりますが、全国の自治体でも、再任用が有効に活用されていないように感じます。理由のひとつに、再任用は、異動をすれば、知らない仕事ということになり、同じ部署であれば、これまでの関係からコピーを頼むのも難しいということがあります。公務員の人事に長年関わってきた中で、公務員は、60歳までに人材開発ができておらず、再雇用で形だけ置いてもらう職員がいるように聞いていますが、そのことが、根幹の問題であると考えています。そこを変えていかなければならないと思います。

事務局：再任用でも、民間と同じように、従前と同じ立場で仕事ができるかという、難しい状況にあります。再任用の適材適所の配置に努めていますが、モチベーションの維持などが課題であると考えています。

山中委員：就職から40年がかりで、公務員としての市場価値を高めていくことが、根幹となる問題であろうと思います。そこに焦点を当てていかなければならないと思います。

新川会長：今回は、今回議論された人件費について資料を整えて、財政事情とも関連付けて、説明していただけたらと思います。併せて、非常勤嘱託の経費も含めて押さえておく必要があるかと思しますので、資料の準備をお願いします。

事務局から、次回以降の議題についての説明をお願いします。

事務局：現在、中核市の人事・給与制度の照会を行っていますので、その結果を踏まえて、御意見、御提言をいただければと考えております。

種村副会長：再任用について規定した規則等の準備もお願いします。

表田委員：資料の6ページに、再任用に特命事項を与えてとありますが、定年前とは違う仕事をされているのでしょうか。あるいは実質的には変わらない仕事をされているのでしょうか。

事務局：職務内容は、変わっている方も変わらない方もおられます。

種村副会長：割合ではどうですか。

事務局：管理職は、これまでの経験も踏まえて能力を十分に発揮できると判断した職場に、特命事項を与えて配置しています。非管理職は、同じ職場で継続的に勤務をしている方が大半という状況です。

表田委員：フルタイムで職務が同じであれば、政府が同一価値労働同一賃金の原則を進めている中で、人件費が抑制できるのかについて、慎重な検討が必要かと思います。

新川会長：終了予定時間になりましたので、本日の審議はここまでとさせていただきますが、事務局から、他に連絡事項はございませんか。

(事務局日程調整等)

新川会長：それでは、これもちまして第1回枚方市人事行政制度調査審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。